

1. 学術機関リポジトリとは？

リポジトリ (repository) とは、「貯蔵庫とか倉庫」、「データやプログラムなどの情報資源を保管する場所。または、それらの情報資源を必要に応じて利用できるよう管理するシステムのこと。」といった意味があります。(出典：大辞泉)

大学や研究所などの学術機関によるさまざまな知的生産物である学術論文・資料(研究紀要論文、学術雑誌論文、研究報告、各種教材など)を収集し、メタデータを付与して電子的に保存し、インターネットを介し無償で学内外に提供するシステムです。

2. なぜ学術機関リポジトリが必要なのですか？

学内で生産された学術成果を積極的に蓄積、保存し、学内外に公開、発信することにより、社会に本学の研究・教育活動の説明責任を果たすとともに、その成果を社会に還元することで、地域連携、産学連携を促進することが可能となり、大学にとって大きなメリットとなります。

また、研究者や学生に対して、学術情報資源へのアクセシビリティを向上させるとともに、研究者にとっては、研究成果の発信ルートとして、紙媒体あるいは学会誌・学術雑誌・商業出版社の電子ジャーナルと比べ、格段にアクセスしやすくなり可視性が向上します。

そして、大学として、文部科学省の科学技術・学術審議会の「学術情報の国際発信・流通力強化に向けた基盤整備の充実について 4.機関リポジトリの活用による情報発信機能の強化について」の指し示す方向に沿いながら、プレプリント(審査前で出版されていない原稿)やポストプリント(査読され、出版の許諾を得た論文のデジタルテキスト)等の学内研究成果の一次資料を中心としてデータを蓄積し、学内の学術情報流通拠点を形成することを目指すこととなります。

そのほか、大学によっては、紀要や所報、博士論文等、冊子体に代わって電子化したデータを保存・管理することにより、物理的な保管スペース、印刷および出版経費の削減を図っているところもあります。

3. 電子ジャーナルがあるのに、学術機関リポジトリは必要ですか？

4. 学術雑誌に掲載された論文を、わざわざ登録する意味があるのでしょうか？

多くの電子ジャーナルは有料で、これらの学術論文を利用できるのは、所属機関が契約しているからです。高騰する学術雑誌や電子ジャーナルを維持するためにはそれなりの経費が必要となります。一方、学術機関リポジトリに登録された論文は、誰でも自由に無料で本文にアクセスすることができますので、研究成果の視認性(Visibility)が高まるのが最大のメリットであると考えられます。

場合によっては、オープンアクセスによって論文の引用率が高まったり、研究者間の学術情報コミュニケーションの円滑な流通と研究活動の活性化につながる可能性もあります。学術情報へ誰もが無料で障壁なくアクセスできるようにしようというオープンアクセスのひとつの受け皿として機能しているのが学術機関リポジトリです。

5. 個人の HP で既に論文を載せているので、重複して載せなくてもいいではないでしょうか？

個人の HP 等で提供することに異存はありません。リポジトリに登録することによって、大学としては学術情報の収集・保存・一元化ということが可能になりますし、登録する学術論文等にはメタデータを付与しますので利用者にとってはアクセシビリティが向上するというメリットがあります。是非、リポジトリへの登録もお願いします。

6. リポジトリの運営は、図書館が担当するのですか？

学内の学術情報基盤の一つをになう図書館として、メタデータ作成作業(図書・雑誌の目録にあたる)もありますので、図書館が担当することが適切だと考えています。ただし、リポジトリの基本的な管理と運用は図書館が担うこととなりますが、あくまで研究者である先生方が学術情報発信システムとして創り上げて行くものですので、図書館はそのお手伝いをするようになります。

図書館としては、大学全体の創意と協力によって構築するシステムと考えています。

7. 登録できる人は誰ですか？

大学に在籍する、または在籍したことのある教職員と大学院生を登録者としています。

「登録者」の詳細については、「福岡工業大学学術機関リポジトリ運用指針」第 3 条を参照してください。

8. 大学在籍中のすべての論文を、リポジトリに登録しなければなりませんか？

基本的には、リポジトリに登録することを推奨していますが、あくまでも登録者(当事者)の自由意志で登録するかどうか決めてください。

ただし、本学で学位修得した博士論文については、平成 25 年 4 月 1 日施工の学位規則の一部改正により、リポジトリ等インターネット上で公表することが義務化されています。

9. どのようなデータを登録することになりますか？

先生方(登録者)が、研究や教育活動の成果として作成したもので、著作権、公衆送信権および複製権をクリアできるものを対象としています。

紀要論文、学術論文、科学研究費成果報告、民間等からの資金提供を受けた研究成果論文、単行図書中のまとまりのある一部分、教材等が登録対象となります。

「登録対象」については、「福岡工業大学学術機関リポジトリ運用指針」第 4 条を参照してください。また、ご不明の点は図書館へご相談ください。

10. リポジトリに論文等を登録すると、論文の著作権は大学に譲渡することになりますか？

著作権を大学に譲渡することにはなりません。

著作者が自ら持つ著作権のうち複製権、公衆送信権の権利行使を図書館に委託することで、論文のリポジトリ登録が可能となります。登録後も著作権法上の権利は著作者に残ります。

11. 共著者がいる場合、登録の許諾は必要でしょうか？

著作権法上許諾は必要です（複製権と公衆送信権などに関わるため）。その場合は、共著者の方々から承諾を得た上でご提供ください。

共著者の許諾については、それぞれの先生方(登録者)に責任を持っていただきたいと考えています。そして、図書館に対して共著者の許諾書等を提出していただくこととなります。

12. 論文中に引用掲載されている図像、写真等について、リポジトリに登録する際に別途許諾が必要になりますか？

図像、写真、あるいは他の論文については、論文を出版する段階で適切な引用がされていれば複製、公衆送信する際に別途許諾を得る必要はありません。（著作権法第32条）

13. 特許関係の論文は登録できますか？

論文に特許に関わる情報が含まれており、それらを公開することについて配慮が必要な場合は、

- ① 論文公開可となった時点であらためて登録する。
- ② 登録時は非公開にしておき、可能となった時点で公開する。

という手順が考えられますが、論文公開可となった時点で登録することをお勧めします。

14. 学術雑誌論文の登録については、掲載雑誌出版社から許諾が必要でしょうか？

出版社が公に、リポジトリ掲載に対するポリシーを表明している場合は、許諾は不要です。個別の出版社についてのリポジトリへの登録に関するポリシーが公開されているサイトがあります。このサイトで確認できない出版社については、その出版社のサイトに表明されているかどうかを確認するか、それも無い場合には個別に問い合わせをする必要があります。

SHERPA/RoMEO : <http://www.sherpa.ac.uk/romeo.php>

(出版社、雑誌名から検索可能)

学協会著作権ポリシーデータベース(SCPJ) : <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>

(学協会名、雑誌名から検索可能)

15. 他大学へ異動したら（もしくは退職した場合）、登録済みの論文はどうするのでしょうか？

リポジトリの大きな意義の一つとして、登録した学術情報は恒久的に保存することです。異動された後も、特に異動先へのデータ移行や削除はしません。また、ご希望によっては、移動前の所属機関で発表した学術論文も登録できます。

16. 登録した論文等を削除することができますか？

リポジトリには教育研究成果の恒久的な保存の意義がありますが、登録者から削除の申請があった場合、登録された成果物の一部又は全部を削除することができます。

「学術研究成果の削除・非公開化」については、「福岡工業大学学術機関リポジトリ運用指針」を参照してください。

17. リポジトリのアクセス状況はわかりますか？

登録者(著作権者) のご希望に応じ、登録された論文毎の期間別、月別、国別のアクセス数、ダウンロード数の統計を提供することができます。